

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和46年9月から47年3月まで
③ 昭和47年4月から48年3月まで

ねんきん特別便が届いて初めて未納になっていることに気が付いた。当時は農業に従事しており、組合員勘定制度により国民年金を納付していた。組勘口座から両親の分と一緒に引き落とされており、農協から来る組勘の明細に国民年金があったことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、農協の昭和46、47年の「クミカン名簿」に申立人の氏名が記載されていることから、46年から申立人名義で組合員勘定制度を利用していたことが確認できる上、一緒に国民年金保険料を引き落とされていたとする申立人の両親の国民年金保険料は昭和47年度から納付されていることから、申立人の国民年金保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、組合員勘定制度の利用は確認できるものの、両親の国民年金記録は申請免除であり、申立期間①については、「クミカン名簿」に申立人の父や申立人の名前は無く、申立人の両親の国民年金記録は未納であることから、一緒に引き落とされていたとする申立人の申立内容と矛盾し、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月から61年3月まで
② 昭和61年12月から62年4月まで

昭和60年11月から61年3月までの期間及び61年12月から62年4月までの期間は国民年金保険料が未納とされているが、この期間は、夫の仕事の関係で、A県B市で暮らし、所用のあるときだけ自宅のあるC市に帰っていた。

私は夫と結婚してからは、国民年金保険料を未納としたことがなく、この期間の保険料も納付書によって、C市及びB市の金融機関で納めていたため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については5か月と短期間である上、申立人は、「納付書により、C市及びB市の金融機関で納付を行っていた。」と述べており、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、当該期間の直前の期間である昭和60年8月から同年10月までの期間について、過年度納付していることが確認でき、過年度保険料は、申立人が述べている金融機関での納付が可能であることから、申立内容に不自然な点はなく、当該期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、申立人は、昭和61年6月1日から第3号被保険者に該当していたところ、申立人の夫の厚生年金保険の資格喪失及び資格取得の記録に合わせて、平成元年10月4日付けで申立人の国民年金被保険者の種別変更の処理が行われたことにより生じた未納期間で

あることが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、この種別変更が行われた時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年3月まで
いつごろか憶えていないが、自分で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、3か月ごとに町会から集金人が来て、自分と妻と息子の3人分をまとめて払っていた。商売も軌道に乗っていたので、未納があるとは考えられないし、国民年金保険料の納付は国民の義務なのだから、まじめに納めていた。
納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月間と短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年3月まで
いつごろか憶えていないが、夫が国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、3か月ごとに町会から集金人が来て、夫が、私と息子の分もまとめて3人分、払っていた。商売も軌道に乗っていたので、未納があるとは考えられないし、国民年金保険料の納付は国民の義務なのだから、夫はまじめに納めていた。
納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月間と短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間の前後が納付済みで、申立期間を除き60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみ、申立人の夫が納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの期間及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年3月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで

昭和59年10月ごろ、父親が国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、3か月ごとに町会から集金人が来て、父親が、私と母親の分もまとめて3人分、払っていた。商売も軌道に乗っていたので、未納があるとは考えられないし、国民年金保険料の納付は国民の義務なのだから、父親はまじめに納めていたと思う。

納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ6か月間と短期間である上、国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を除いて、すべて申立人の国民年金保険料を納付しており、父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の父親の仕事に変更はなく、当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、いずれの申立期間についても国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①については、一緒に国民年金保険料を納付していたとする父親及び母親は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。